

議第81号

**県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和元年度において県
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	250,000	△ 36,000	214,000
	米原市	2,525,000	296,000	2,821,000
	計	2,775,000	260,000	3,035,000
県営農道整備事業	彦根市	14,830,000	△ 3,750,000	11,080,000
	計	14,830,000	△ 3,750,000	11,080,000
県営みずすまし事業	東近江市	3,300,000	5,500,000	8,800,000
	計	3,300,000	5,500,000	8,800,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	11,640,000	△ 3,338,000	8,302,000
	計	11,640,000	△ 3,338,000	8,302,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	1,000,000	△ 3,000	997,000
	計	1,000,000	△ 3,000	997,000
県営農地防災事業	近江八幡市	7,790,000	2,347,000	10,137,000
	高島市	4,937,000	△ 9,000	4,928,000
	計	12,727,000	2,338,000	15,065,000
単独道路改築事業	大津市	59,109,800	14,897,199	74,006,999
	彦根市	8,450,000	△ 1,676,200	6,773,800
	長浜市	44,074,500	△ 4,297,500	39,777,000
	近江八幡市	15,450,000	3,799,650	19,249,650

議第81号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第81号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	草津市	11,200,000	△ 2,525,800	8,674,200
	守山市	17,238,600	663,200	17,901,800
	栗東市	10,300,000	△ 2,999,800	7,300,200
	甲賀市	17,400,000	△ 2,716,504	14,683,496
	野洲市	26,553,200	△ 21,862,400	4,690,800
	湖南市	2,600,000	60,020	2,660,020
	高島市	19,230,000	3,593,160	22,823,160
	東近江市	12,112,500	△ 2,632,200	9,480,300
	米原市	17,925,000	1,461,300	19,386,300
	日野町	6,600,000	400,590	7,000,590
	竜王町	1,400,000	△ 600,000	800,000
	愛荘町	8,175,000	△ 3,518,850	4,656,150
	豊郷町	3,150,000	299,100	3,449,100
	甲良町	120,000	660,000	780,000
	多賀町	5,550,000	△ 302,700	5,247,300
	計	286,638,600	△ 17,297,735	269,340,865
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	11,450,000	2,189,800	13,639,800
	彦根市	650,000	△ 219,680	430,320
	長浜市	13,200,000	△ 134,553	13,065,447
	近江八幡市	11,900,000	336,541	12,236,541
	米原市	6,200,000	2,953,891	9,153,891
	多賀町	4,550,000	△ 147,336	4,402,664
	計	47,950,000	4,978,663	52,928,663
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	4,520,000	1,850,205	6,370,205
	甲賀市	11,126,300	△ 500,000	10,626,300
	東近江市	8,900,000	△ 2,499,900	6,400,100
	米原市	400,000	△ 37,550	362,450
	多賀町	1,500,000	△ 873,290	626,710
	計	26,446,300	△ 2,060,535	24,385,765
補助都市計画街路事業	大津市	49,500,000	42,750,000	92,250,000
	彦根市	221,652,666	343,220,666	564,873,332
	守山市	115,894,800	△ 12,979,800	102,915,000
	栗東市	34,576,200	△ 3,402,450	31,173,750

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	計	446,967,666	369,588,416	816,556,082
単独都市計画街路事業	守山市	4,295,100	4,890,600	9,185,700
	栗東市	4,704,900	436,500	5,141,400
	甲賀市	1,500,000	△ 1,500,000	—
	東近江市	4,800,000	△ 3,827,100	972,900
	計	28,350,000	—	28,350,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和元年10月11日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第179号）」の金額を改めようとするものである。